

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第20号

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

山の家に条例第3条に規定する所長のほか、課長、係長及び指導主事を置く。

第6条第2項中「特に必要があるときは、」を削り、「課長補佐」の右に「、担当課長補佐」を加え、同条第3項中「前2項のほか、必要な」を「特に必要があるときは、前2項のほか、職員又は」に改める。

第7条第3項中「担当課長」の右に「、担当課長補佐」を加え、同条第7項中「その他の職員」を「前条第3項に規定する職員又は嘱託」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)